

須賀川市遠隔手話サービス利用規約

1 サービスの内容等

(1) サービスの内容

このサービスは、ビデオ通話機能を利用して、聴覚に障がいをお持ちの方等と手話通訳者との意思疎通を図るもので、対面による手話サービスが困難な場合などにご利用いただけます。

(2) サービスの提供条件

次に掲げる内容については、提供できないものとします。

- ①宗教・政治・営利もしくはそれに類する目的のもの
- ②公序良俗に反する内容や違法性が高い内容であると市が判断したもの
- ③おおむね 15 分の利用時間を超えるものや多頻度の利用のもの

2 サービスの提供

(1) 提供日及び提供時間

平日（12/29～1/3 を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(2) 手話通訳者

サービスは、須賀川市が直接実施するものとし、市の専任手話通訳者が対応します。

3 サービスの利用対象者

サービスの利用対象者は、須賀川市内に居住し、音声による電話通話が困難な聴覚に障がいをお持ちの方等とします。

4 サービスの利用登録等

サービスを利用しようとする者は、事前に別紙「須賀川市遠隔手話サービス利用に関する同意書兼利用登録申請書」（第 1 号様式）により、利用登録する必要があります。また、登録内容に変更がある場合は、須賀川市遠隔手話サービス利用登録変更届出書（第 2 号様式）を障がい福祉課へ提出してください。

5 サービスの利用料

サービスの利用料は無料です。ただし、サービス利用に必要なスマートフォンやタブレット端末等の通信料は、利用者の負担とします。なお、ビデオ通話の利用は、パケット通信料が高額になる場合があります。事前にスマートフォン等に関する料金プランや利用方法をご確認ください。

6 利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で使用することができるラインまたはスカイプのいずれかとし、利用者は自ら使用できる環境を整えるものとします。なお、ソフトウェアの設定及び利用については、アプリケーションの利用規約に基づき、利用者の責任でご利用ください。須賀川市は、アプリケーションの機能、安全性については保証しません。

7 その他

次の場合には、サービス提供ができかねますので、あらかじめご了承ください。

- ①通信状況が悪い場合
- ②専任手話通訳者が窓口対応中、または不在の場合